

それぞれの事例について認定事務の手引きを参考に、解説の（ ）内に適切な語を書き入れましょう。

〈 通勤編 〉

【事例 1】教諭 A の自宅は勤務地より徒歩で 1.7km（自転車で 2.1km）にある。この場合  
通勤手当は支給されますか？

解説：支給され（ ない ）。

（ 自宅 から 勤務公署 まで ）交通機関等を利用するか、交通用具を利用するか、あるいは両者を併用する場合に、片道最短通勤距離が（ 2 ）km 以上（歩いて通れる最短経路を計測）ないと支給対象（ 外 ）となる。（認定事務の手引 P64）

【事例 2】教諭 B は引っ越ししました。（注 引越し後も通勤距離は 2km 以上）この場合  
の通勤認定は？

解説：移転による住居の変更のため、通勤手当の月額を（ 改定 ）する場合、（ 事実 ）が生じる日とは（ 移転が完了した翌日 ）となる。ただし、住居変更のために徒歩による通勤距離が 2km 未満となった場合、通勤手当を受けない職員となり、支給要件消滅の日は（ 移転が完了した日 ）となる。  
（認定事務の手引き P70）

【事例 3】教諭 D は 6 月 20 日に自転車から電車に通勤を変更しました。（届出日は事実発  
生日の 15 日以内である）この場合の通勤認定はどのようになりますか？

解説：月額を変更すべき事実が（ 生じた ）場合は、その事実が生じた日の（ 属する月の翌月 ）{その日が月の（ 1 日 ）であるときは、（ その日の属する月 ）}である。事例の場合は（増額の場合、事実が生じた日から 15 日以内に届出がされれば）（ 7 ）月より新経路での支給となる。  
（認定事務の手引き P70）

〈 住居編 〉

【事例 4】教諭 F の家賃額は 55,000 円（共益費等は含まない）です。この場合の住居手当の支給額はいくらですか？

【答え】（ 27,000 ）円 {支給限度額は（ 27,000 ）円}

解説：支給額の計算方法は以下のとおりである。（認定事務の手引き P33）

$$\begin{aligned} & \text{（ 家賃の月額 ）円} - \text{（ 23,000 ）円} \\ \text{（ 11,000 ）円} + \frac{\quad}{\quad} & = \text{（ 27,000 ）円} \\ & \text{（ 2 ）} \end{aligned}$$

【事例 5】教諭 G の家賃は 55,000 円（共益費 3000 円含む、電気ガス水道含む）です。この場合の住居手当の支給額はいくらですか？

解説：光熱水費が含まれている場合は（共益費を除く）（ 90 ）%が家賃相当額である。したがって、手当支給額は（ 22,900 ）円となる。なお、居住に関する支払額（下宿代等）に食費が含まれていて、分離不可能な場合は、その支払額の（ 40 ）%に相当する額を家賃相当額とする。なお、この場合においても（ **住宅賃貸借契約に関する証明書** ）を貸主に記入してもらう等の確認が必要である。（認定事務の手引き P33・123）

【事例 6】教諭 H は 6 月 15 日に引っ越ししました。旧家賃額は 6 万円、新家賃額は 5 万円の二重で家賃を払いました。6 月の認定額はいくらですか？

解説：月の途中で退去した場合の、その月の住居手当はその月の（ 1 日 ）現在における住居の家賃の額を（ **算出基礎** ）とするため、6 月の家賃額の認定額は（ 旧 ）住居の（ 6 万 ）円となる。（認定事務の手引き P33）

〈 扶養編 〉

【事例7】下の表は主な扶養義務者を表した表です。( )内に文字を入れ完成させましょう。(認定事務の手引き P10)

主な扶養義務者

( 扶養義務者 ) ( 被扶養者 )	職員	職員の配偶者	職員の兄弟姉妹	職員の父母	職員の父母の兄弟姉妹	父母相互	祖父母相互	孫の父母・祖父母
( 配偶者 )	○							
( 22歳 ) に達する日以後の最初の ( 3月31日 ) までの間にある子	○	○						
( 22歳 ) に達する日以後の最初の ( 3月31日 ) までの間にある弟妹	○		○	○				
( 22歳 ) に達する日以後の最初の ( 3月31日 ) までの間にある孫	○	○						○
( 60歳以上の父母 )	○		○			○		
( 60歳以上の祖父母 )	○		○	○	○		○	

【事例 8】教諭 J はパートタイマー（月 5 万円程度）の配偶者を扶養したい。この場合の扶養認定はできますか？（なお、収入はパートタイマーのみとする）

解説：扶養認定はでき（ る ）。

ただし、実際の扶養認定の際は、年額限度額年金・自営業所得・農業収入等は年額（ 130 万 ）円未満で判断する。給与（アルバイト等）収入は月額限度額（ 108,334 ）円未満で判断する。雇用保険の受給等は日額限度額（ 3,612 ）円未満で判断する。なお、（ 事業所得 ）・（ 不動産所得 ）等で当該所得を得るために人件費・修理費・管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費（税金を除く）の実額を控除した額によるものとする。

（認定事務の手引き P2・12）

注意：基本的に月額（ 108,334 ）円を上回っていないければ認定できるが、認定時に月額（ 108,334 ）円を下回っていても以下のような場合は認定を取り消すこととなるので注意が必要。給与収入の場合、1ヶ月の所得限度額である（ 108,334 ）円を上回った月から3ヶ月を合算し、その1ヶ月の平均額が（ 108,334 ）円を上回れば、3ヶ月の月額を合算した起点の（ 108,334 ）円を上回った月から扶養認定を取り消すこととなる。平均額で上回らない場合でも、限度額を上回った月から向こう1年間の所得が（ 130 ）万円を上回る場合は、限度額を上回った月から取り消すこととなる。

【事例 9】教諭 K の配偶者は3月31日をもって勤務先を退職したので、扶養したい。この場合の扶養認定はどのようになりますか？

解説：扶養親族の認定の基準としての所得限度額である年額（ 130 万 ）円以上とは、（ 将来にわたる恒久的な ）収入についてであり、たとえ1月から3月までの給与所得（100万円）と退職手当金を足して（ 130 万 ）円以上あったとしても、退職後将来に向かって所得がないと推定される場合には扶養親族として認定（ できる ）。また退職手当のように一時的な収入による所得は（ 恒久的な収入 ）には含まれ（ ない ）。ただし、雇用保険に気をつけること。（認定事務の手引 P2）

【事例 10】教諭 L は両親を扶養したい。（注 両親の給与所得は父 200 万円、母 100 万円とする）この場合の扶養認定はどのようになりますか？（ただし、他の所得はないものとする）

解説：60歳以上の父母及び祖父母を扶養する場合において、両者の給与所得を（ 合算 ）して（ 130 万 ）円の（ 2 ）倍つまり（ 260 万 ）円以上になる場合は、両者とも扶養親族として認定（ できない ）。（認定事務の手引 P2）

【事例 11】教諭 I は妻と離婚し、子は妻に引き取られました。職員はその子のために養育費として毎月 5 万円を送金している場合、その子の扶養認定はできますか？

解説：扶養認定ができ（ **ない** ）。

職員が妻と離婚し、妻が子を引き取り、職員はその子の養育費として（ **毎月送金** ）している場合、単に養育費を送金しているという事実のみではその子を職員の扶養親族として認定することは（ **できない** ）。なお、その子を主として（ **養育** ）している者が母（職員の元の妻）ではなく、職員であると認められ、その子が職員の扶養親族とされた場合の手当の支給額の算定にあたっては、職員が再婚していなければ「（ **配偶者がいない場合** ）」として取り扱われる。（認定事務の手引き P2）

※認定事務の手続きは様々な事例がありますので、困った時は  
学校総務サービス課に相談しましょう！